

No.361 ● 2024 3月号

私たちの未来のための
税金

第111回税に関する絵はがきコンクール.....2~3
 令和6年度上期分口座振替のお知らせ.....4
 事業報告.....4~5
 医療百話「前立腺肥大症とは」.....5
 第133回税金よもやま話
 「令和6年1月からの新NISA制度」.....6
 第55回「知って得する？」社労士の独り言
 「10月施行の健康保険・厚生年金保険の適用拡大の概要に
 ついて」.....7
 藤沢税務署からのお知らせ.....8~9
 マシガでわかる!法人会自主点検チェックシート
 一貸借関係(売掛金)編.....10
 おじゃましましたり会員訪問
 Vol.050 シナリークルーズ(株)
 シナリーフローライト営業所さん.....11

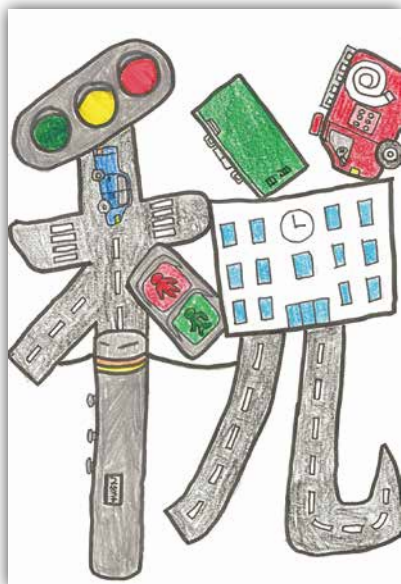
税金で世界

第11回

最優秀賞

(一社) 神奈川県法人会連合会へ推薦作品

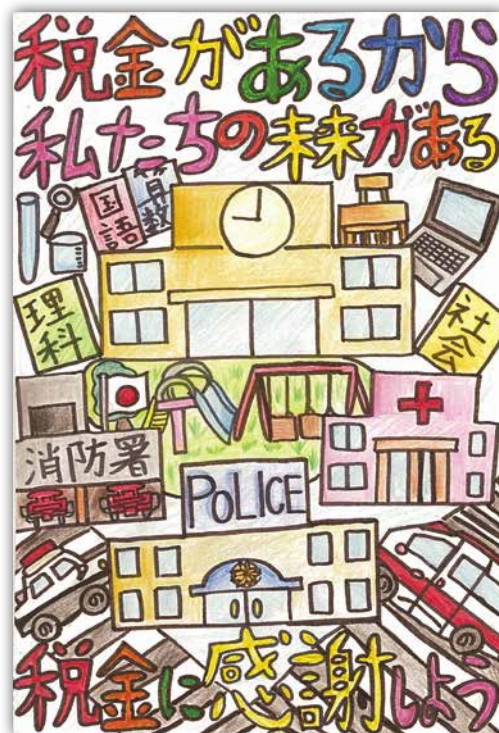
藤沢税務署長賞



藤沢市立御所見小学校
平川 磨瑚さん

入賞

藤沢法人会女性部会では、租税教育活動の一環として、小学生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。令和5年度は、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町にある小学校の協力を得て、応募総数 185 作品の中から 15 作品を表彰させていただきました。



藤沢市立御所見小学校 長谷川 優さん

藤沢法人会長賞

女性部会長賞

青年部会長賞



茅ヶ崎市立西浜小学校
海老根 にこかさん



藤沢市立八松小学校
莊司 ひかりさん



藤沢市立湘南台小学校
森本 いち花さん

税に関する

絵はがきコンクール

応募総数 185 枚



藤沢市立
小糸小学校
芳賀 心菜さん



藤沢市立
天神小学校
中道 羅音さん



藤沢市立
御所見小学校
入山 結菜さん



藤沢市立
鵠洋小学校
今堀 莉心さん



茅ヶ崎市立
西浜小学校
旭 ひらりさん

入選



茅ヶ崎市立西浜小学校
佐藤 百さん



茅ヶ崎市立
西浜小学校
鈴木 七海さん



茅ヶ崎市立
西浜小学校
遠藤 すみれさん



寒川町立
南小学校
是枝 凜さん



茅ヶ崎市立西浜小学校
渡邊 紗花さん

選考会の様子



12月7日に藤沢法人会館にて、税に関する絵はがきコンクールの優秀作品選考会を開催しました。

選考メンバーには、相原会長、田邊女性部会担当副会長、吉田青年部会長、女性部会役員のほかに、藤沢税務署より白田署長、垂野法人担当副署長、二野統括官をお迎えし行いました。

選考にあたり、どの作品も税に関する様々な思いが込められ、選考は難航しましたが最優秀賞をはじめとする15作品を選びました。

令和6年度上期分 法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

口座振替契約の皆さまへ

令和6年度上期(令和6年4月1日～令和6年9月30日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。
また、平成28年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌でのご案内とさせていただきます。
尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。
※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日:令和6年5月15日(水)

口座振替契約をされていない皆さまへ

6月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です!ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444

法人会の事業

12/6水

参加人数20名

青年部会主催セミナー&異業種交流会



青年部会が主催するセミナーと異業種交流会が藤沢商工会館ミナパークで開催されました。
今回の講師は、東京地方税理士会所属税理士の小林誠氏をお招きし、「どうする 電子帳簿保存法」と題する研修会を行いました。
研修会終了後の異業種交流会では、青年部会の活動に興味がある方を交え懇談会を開催しました。

1/19金

参加人数38名

女性部会新年賀詞交歓会



女性部会の新年賀詞交歓会が湘南鎌倉クリスタルホテルで開催されました。
今回のアトラクションは、法人会が発行している会員優待サービスブックに掲載されている(2023年度版P107参照)歌まねアーティストの高堂翔さん(横須賀法人会所属)をお招きし、歌まね紅白歌合戦や豪華衣装早着替え等、盛大にとり行いました。

2/2金

参加人数22名

藤沢北・北東支部 新春の集い



藤沢北・北東支部の合同事業として新春の集いが、湘南鎌倉クリスタルホテルで開催されました。
今回のアトラクションはお笑い芸人のカールア啓子さんをお招きし、お笑いバルーンショー等、盛大にとり行いました。

第51回税務教室[全5回シリーズ] (藤沢法人会館)

1/18水

参加人数21名

第1回 別表四・五表(概要)/租税公課

1/26金

参加人数22名

第2回 減価償却

2/2金

参加人数17名

第3回 給与、保険料

2/8水

参加人数16名

第4回 交際費、寄付金、その他の経費

2/14水

参加人数19名

第5回 消費税の概要

青年部会租税教室

10/31 寒川町立旭小学校

6年生 3クラス 116名

12/12 茅ヶ崎市立茅ヶ崎小学校

6年生 4クラス 140名



1/18 藤沢市立鵠沼小学校

6年生 4クラス 140名

1/29 藤沢市立善行小学校

6年生 3クラス 99名



1/23 藤沢市立亀井野小学校

6年生 4クラス 150名



管内の小学校を対象とした租税教室を行いました。今回は藤沢税務署管内(藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町)の小学校5校で『身近な税』についてパネルやパワーポイントを使い説明しました。

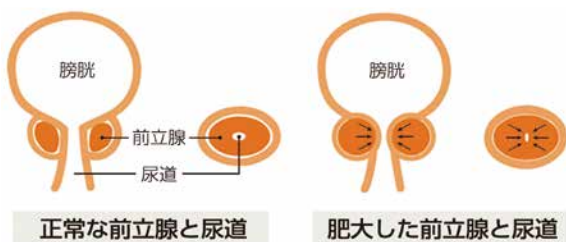
医療百話

湘南藤沢徳洲会病院
副院長 泌尿器科
吉田 利夫



前立腺肥大症とは

文字通り前立腺が肥大する病気で、55歳以上の男性においては5人に1人がかかっているといわれています。前立腺は男性だけにある臓器で、クルミほどの大きさがあります。膀胱のすぐ下にあり、尿道の周りをぐるりと囲んでいます。前立腺が肥大してくると代表的な症状として、「頻尿」「尿が出にくい」「残尿感」など日常生活にも悪影響を及ぼします。前立腺が肥大する原因の一つとして、老化や男性ホルモンが関係しているということがわかっています。前立腺肥大症は前立腺がんとは症状が似ているため注意が必要です。



●前立腺肥大症の治療

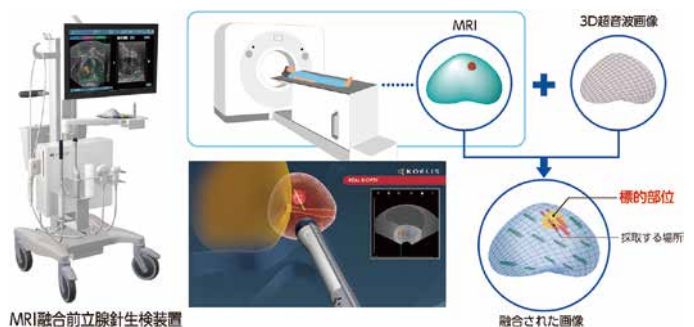
前立腺肥大症に対する治療も技術革新は目覚ましい分野です。内視鏡による電気メスを使用した肥大症の切除はほとんど行われなくなり、現在はレーザー前立腺核剥出術、前立腺吊り上げ術、前立腺蒸散術が登場しています。いずれも保険適応の治療となります。

●前立腺がんの診断方法

診断においては今まで先進医療として認定されていたMRI融合前立腺針生検が2022年4月に保険適応となり、当院においても2023年9月にMRI融合前立腺生検装置を導入しています。超音波はリアルタイムで前立腺の輪郭を捉えられることから生検時に使用されます。しかし、MRIに比べ病変を捉えにくいいため、検査中に標的部位が確認できないことが少なくありません。その場合は、術者が部位をイメージして、当たりをつけて組織を採取しています。そのため、標的部位が小さい、もしくは針の刺入部から遠い位置にある症例では、高い診断精度が得られないことがあります。

今回導入したMRI融合前立腺針生検は、MRI画像を生検装置に取り込むことで、標的部位を術中に構築した3D超音波画像上にリアルタイムでナビゲーションすることができます。高い精度で標的の生検を行えるようになり、がん検出率が向上し、かつ局在診断も可能となります。前立腺生検は、採取された組織を調べて悪性度を判断しています。前立腺がんは、命にかかわる悪性度の高いものから、治療を必要としない悪性度の低いものまで様々です。個々の患者様に過不足のない適切な治療を行うことが前立腺がんの治療において重要です。

《MRI 融合前立腺針生検装置》



税金よもやま話

第133回

東京地方税理士会 藤沢支部
長谷 朋



令和6年1月からの新NISA制度

2024年1月から始まった新NISA制度は年間投資可能枠が大幅に増加し、非課税保有期間が無期限化されたり、投資可能期間も恒久化されるなど非常にポジティブな内容へ大きく変更となりました。この新NISA制度は従来の制度とどのように違うのか気になる方も多いかと思います。今回は2024年から新しく始まったNISA制度の概要をご案内いたします。

1. NISAとは個人投資家のための税制優遇制度

「そもそもNISAって何？」と思われる方も多いかもしれませんが、簡単にNISAの制度をおさらいします。

NISAは毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から得られる利益が非課税になる制度です。

通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をして売却する際に得た利益には約20%の税金がかかります。

例えば、100万円を投資して売却時の資産評価額が150万円（利益：50万円）になっていたとします。

この時、一般口座や特定口座などの課税口座で保有していた場合は売却時に10万円（50万円×20%）が課税されます。しかし、NISA口座で保有していた場合は利益に課税されないため、全ての利益が手元に残ります。

このようにNISAのような税制優遇制度を通じて国は個人の資産形成を推進しています。

課税口座の場合



NISA口座の場合



2. 新NISAと旧NISAの違い

2023年までの旧NISAと2024年からの新NISAの違いをまとめた表が次のようになります。

(1) 年間投資可能枠

従来の一般NISAは「成長投資枠」として再編成され、年間の積立上限が240万円（従来120万円）までとされて2倍になり、従来のつみたてNISAは「つみたて投資枠」として再編成され、年間の積立上限が120万円（従来40万円）までとされて3倍になりました。

さらに新NISAでは「成長投資枠」と「つみたて投資枠」の併用が可能となり年間投資額は合計360万円まで可能となりました。

(2) 非課税保有期間

新NISAが恒久的な制度とされたことで、非課税保有期間が無期限（従来は一般5年、つみたて20年）とされ、口座開設可能期間についても期限が撤廃されました。

(3) 非課税保有限度額

生涯の積立上限額は、老後等に備えた十分な資産形成を可能とする観点から「成長投資枠」と「つみたて投資枠」との総額で1800万円とされますが、そのうち「成長投資枠」の積立上限額は1200万円とされています。

積立上限額はNISAのそれぞれの枠に受け入れられている購入代価の合計額で計算されますので、既に譲渡した株式等の購入代価は含まれず、時価の変動による増減も加味されません。

	現行のNISA（～2023）		新しいNISA（2024～）	
制度名称	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資可能枠	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有期間	20年間	5年間	無期限化	
非課税保有限度額	800万円	600万円	1800万円 (うち成長投資枠は1200万円)	
口座開設期間	2023年まで		恒久化	
投資対象商品	長期の積立・分散投資に 適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等	長期の積立・分散投資に 適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上			
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 * 現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可			

3. 新NISA制度のねらい

生涯の積立上限額に比して、年間の投資上限額が大きく設定されている趣旨は、個人のライフステージに応じて、資金に余裕があるときに短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応できることが念頭に置かれているとのこと。

NISA制度の拡大・拡充は、長期的な資産形成を目的とし、若い世代の関心も高まっているようです。

「人生100年時代」ともいわれる中、老後の資産形成にも一定の役割を果たすものと期待されています。

第55回

「知って得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

10月施行の健康保険・厚生年金保険の適用拡大の概要について



令和6年10月から従業員数（厚生年金保険の被保険者数）50人超100人以下の事業所でも、パートタイマーやアルバイトの方（以下「短時間労働者」という。）が社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入することになる適用拡大の第3弾が実施されます。

1. 特定適用事業所の概要

社会保険の適用拡大が義務付けられる特定適用事業所とは、1年のうち6か月間以上、適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まず、共済組合員を含みます。）の総数が101人以上となることが見込まれる企業等のことですが、令和6年10月からは適用事業所の厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。対象となる事業所には、日本年金機構から令和6年9月上旬に「特定適用事業所該当事前のお知らせ」を、令和6年10月上旬に「特定適用事業所該当通知書」を送付することになっています。

* 厚生年金保険の被保険者数の総数の考え方

【法人事業所】の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が12か月のうち、6か月以上50人を超えることが見込まれる場合です。【個人事業所】では、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が12か月のうち、6か月以上50人を超えることが見込まれる場合です。

2. 任意特定適用事業所の概要

厚生年金保険の被保険者数が基準に満たない（現在は100人以下、令和6年10月からは50人以下。）企業等であっても、被保険者の同意に基づき、一定の手続きを経て短時間労働者の適用拡大の対象事業所（任意特定適用事業所）になることができます。

3. 短時間労働者の概要

上記の「特定適用事業所」、「任意特定適用事業所」または「国・地方公共団体に属する事業所」（被保険者数にかかわらず。）に勤務する、1週間の所定労働時間または1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満で、かつ、次の①から③のすべてに該当する方が短時間労働者として健康保険・厚生年金保険の加入対象になります。

① 週の所定労働時間が20時間以上であること

算定方法は1年間の月数を「12」、週数を「52」として週の労働時間に換算します。

* 1か月単位の場合は、1か月の所定労働時間を12分の52で除して算定します。また、特定の月に例外的な長短がある場合は特定の月を除いて算定します。

* 1年単位の場合は、1年間の所定労働時間を52で除して算定します。

② 所定内賃金が月額8.8万円以上であること

* 週給、日給および時間給を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた所定内賃金の額が8.8万円以上であるかで判定します。ただし、次に掲げる賃金は除きます。

- 臨時に支払われる賃金および1月を超える期間ごとに支払われる賃金（例：結婚手当、賞与等）
- 時間外労働、休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金（例：割増賃金等）
- 最低賃金法で算入しないと定めた賃金（例：精進手当、通勤手当、家族手当）

③ 学生でないこと

* 大学、高等学校、専修学校および各種学校（修業年限が1年以上の課程に限る。）等に在学する生徒は適用対象外です。ただし、卒業した後も引き続き当該適用事業所に使用されることとなっている者、休学中の者、定時制課程及び通信制課程に在学する者その他これらに準じる者（いわゆる社会人大学院生等）は被保険者となります。

最後に、特定適用事業所に該当するかは、令和6年10月の時点での厚生年金保険の被保険者数ではないため、事前に対象の事業所を確認して対応を進めて行きましょう。

参考文献： 厚生労働省および日本年金機構のホームページ

【参考リンク先】

* 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の更なる適用拡大に係る事務の取扱いに関するQ&A集（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240124T0010.pdf>

* 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大（日本年金機構）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/tanjikan.html>

令和6年4月から

国税のダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)が ますます便利になります!



国税庁 e-Tax キャラクター イータ君

申告データ送信に合わせて、口座引落としによる納付を
あらかじめ設定することができるようになります。

国税の納付手続は
こちらから

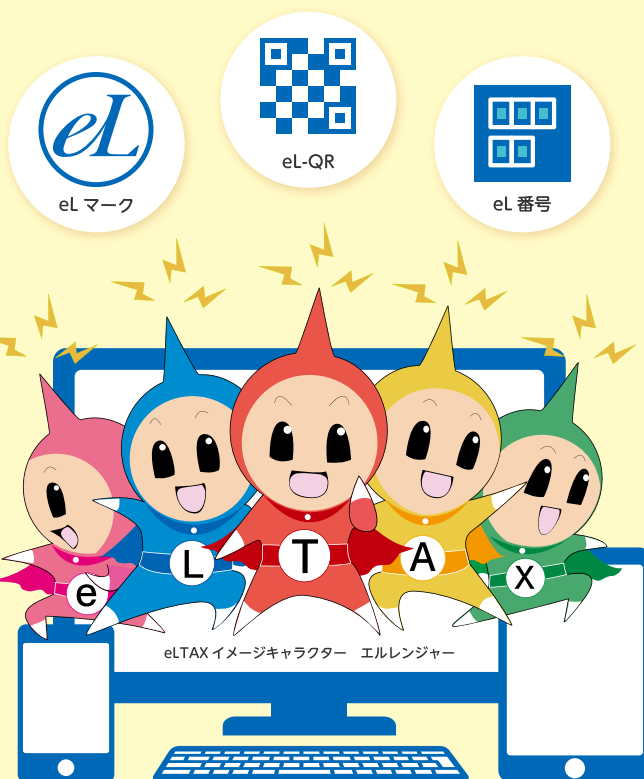


令和5年4月から

地方税のお支払いが 簡単・便利になりました!

納付書に「eLマーク」があれば、地方税お支払サイトや
スマホ決済アプリが利用できます。
※「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)の
いずれかの記載があれば利用できます。

地方税の納付手続は
こちらから



藤沢税務署

藤沢県税事務所

藤沢市

茅ヶ崎市

寒川町



令和7年1月からの 申告書等の控えへの 收受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q & A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

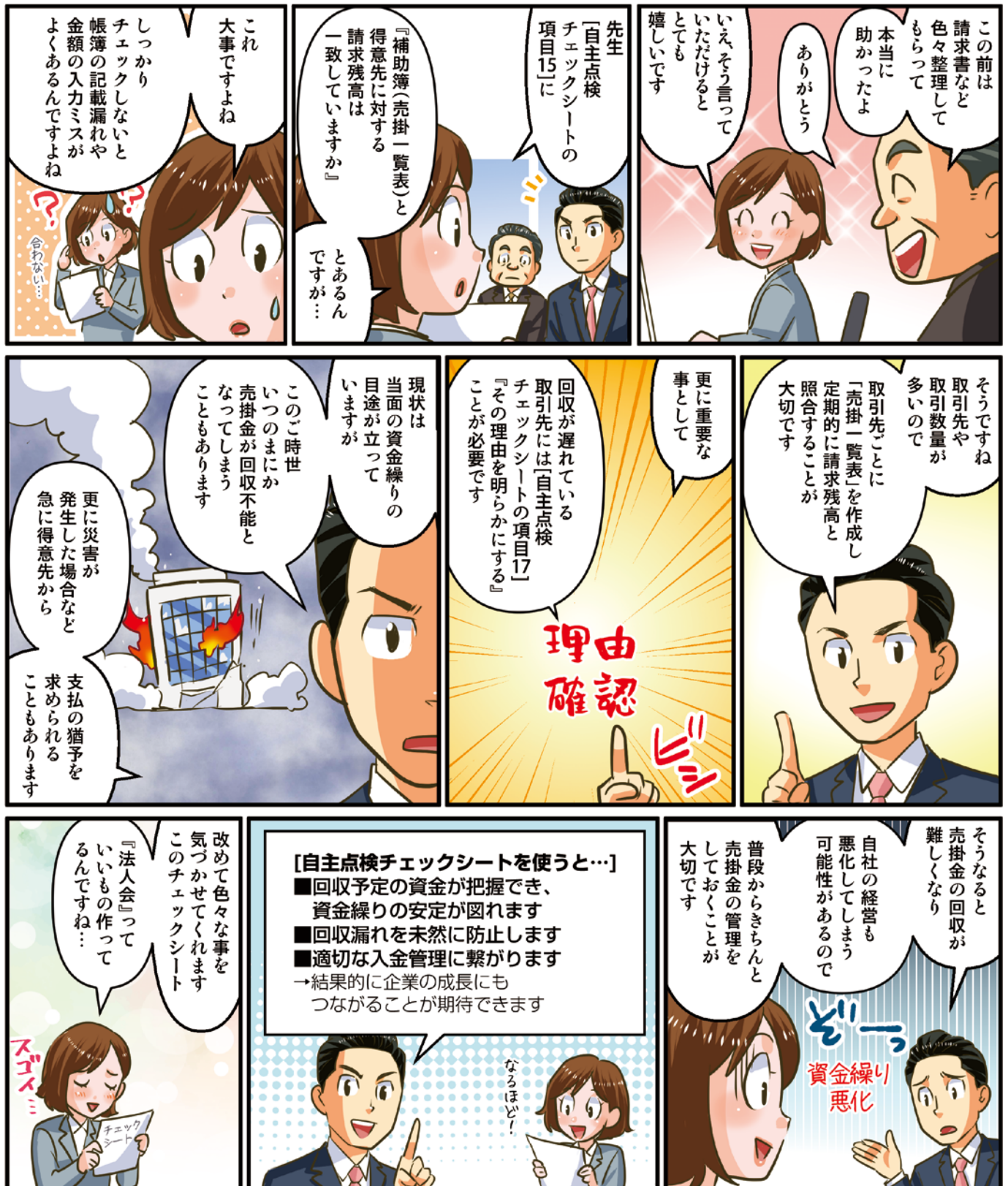
書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。
詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら



国税庁

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>





おじゃましました♪

会員訪問

vol.050 人と環境の安全をお届けする「シナリークルーズ」さん



▲「肌が根本的にきれいになる!」を応援する成分にこだわったスキンケア製品。



▲天然精油100%の「パルファン」はHE証明書のついた精油のみを使用



▲植物を中心とした人の肌とからだに親和性の高い成分を使用した日用品や発色の良いメイク用品

赤ちゃんから高齢者まで安心して使える天然成分が原料

2001年の創業時から、「人と環境を守る」をスローガンに、基礎化粧品からメイクアップ用品、シャンプーや入浴剤、歯磨き粉、フレグランスに至るまで、200種以上の生活用品を販売している「シナリー(株)」。

シナリークルーズ(株)フローライト営業所所長として活動する立元弥生さんは、茅ヶ崎生まれの茅ヶ崎育ち。現在、自宅をサロンとして開放し、シナリー製品の魅力を伝えています。前職は、東京まで通勤する会社員でしたが、育児中は在宅でできる仕事を、とシナリーに入社しました。「この仕事に携わって20年以上になります。シナリーは知れば知るほど良い製品でした。何より私自身、使い続けることで肌が白くなり、きめが整ってきたんです。自分はずっと色黒だと思っていたんですが、単にくすんでいただけでした(笑)。身体に直接つけるものですし、一生使い続けるものなので、何より安全性が大事だと感じています」。

夫の立元渡さんも7年前、長年勤めた大手企業を早期退職し、シナリーに転職。「長い人生を考えたとき、自分のやりたい方向に進んでいこうと決心しました。決め手は環境問題に取り組む姿勢です。今こそSDGsと騒がれていますが、創業時から自社工場と製造ラインを持ち、原料にこだわるシナリーの考え方に共感しました」(渡さん)。

「夫婦でアプローチの仕方も異なりますし、夫のおかげで私もスキルアップできました。一緒に取り組めるのは、とても心強くありがたいです」(弥生さん)。

今積極的に勧めているのは、2004年誕生のパルファンです。昨年10月の健康医療アワードではアロマとして史上初の受賞!! 癒しの効果だけでなく、医療分野でも効果が期待されています。

「人にも環境にも優しい製品をもっともっと広めていきたい。消費者一人一人が選ぶ目を持ち、誰もが健康で楽しく暮らすことが私の願いです!!」

Sinary



楽しみながら
美と健康のお手伝い♪
私たち夫婦が応援しますので
お声かけください♪

五ないまもる訓

- 一. 人のせいにならない
 - 二. マイナス発言しない
 - 三. いばらない
 - 四. おこらない
 - 五. あきらめない
- 約束をまもる

▲仕事も生活もこの言葉を念頭において活動しているという「五ないまもる訓」。



シナリークルーズ(株)フローライト営業所

住 所: 神奈川県茅ヶ崎市出口町6-9

TEL / FAX 0467-28-5161

Mail yayoi.tatsumoto@gmail.com

HP <https://www.sinary.com>

〈事業内容〉化粧品・日用品・アロマ製品など生活用品の販売

税務会計顧問業務のサービス内容

定期的な訪問

- ・ 毎月担当者が貴社を訪問し、会計資料の精査や税務面・経営面についてトータル的なアドバイスを行います。
- ・ 帳簿の付け方や経理全般について一から実務指導を行います。
- ・ クラウド会計の導入から導入後の実務をサポートいたします。

決算・申告業務

- ・ 決算前に打合せをし、必要な対策を検討した上で決算予測や納税予測を行います。
- ・ 月次決算の積み上げとして質の高い決算書及び申告書をスピーディーに作成します。
- ・ 「中小企業の会計処理に関する指針」に準拠し、決算書類の信頼性確保と金融機関の評価向上に努めます。
- ・ 「書面添付制度」の推進により、税務調査の省略化と簡略化を図ります。
- ・ 決算完了後に決算説明会を開催し、決算内容のご説明と翌期の利益計画を行います。

ワンストップサービス

- ・ 関連グループの専門性を集結し、高品質のサービスを提供いたします。

TAO 税理士法人

 **TAO 社会保険労務士法人**
人事・労務に関するお悩み
給与計算



TAO 相続支援センター 
相続

湘南経理代行 株式会社
記帳代行
振込業務
経理に関わるアウトソーシング業務

 **Shonan Property Consultants**
株式会社 湘南財産コンサルタンツ
資産運用
保険

TAO 税理士法人

TEL 0466-25-6008 営業時間 9時～17時(月曜～金曜)

※お客様の希望に応じて時間外、土日祝も対応可能です。

所在地 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-1-15 藤沢リラビル3F・4F FAX 0466-25-6968

URL <https://www.tao.or.jp>

